

忘れずにご持参ください

印鑑・米の通帳・国民健康保険証・国民年金手帳を

十一月十日から実施

先月でもお知らせしたとおり、今日十月十日から、みなさんの住所や世帯が変わったときに、区に届け出たご手続の届出が、

まず、これは、先の第五十五回会が成立した「国民基本台帳法」に基づいて取り扱われることになったためです。

届出は本人が

十四日以内に

住所の変更(転入・転居)や世帯員の変更があったときは必ず十四日以内に届出をしてくださる必要があります。

届出は本人が

これまでに、いろいろな届出をする場合、世帯主が行っていましたが、これからは、例えは一部世帯員が異なる場合、原則として世帯主本人が届出をする必要があります。本人がどうしても届出を行けない理由がある場合だけは「世帯主」が代わってできます。

届出は本人が

「転出届」が必要

これは、お米の配給に必要です。また、これは、お米の配給に必要です。また、これは、お米の配給に必要です。

無料・割引乗車券が

身障者や保護世帯など

この区役所福祉課管理係(内線三五三三)または福祉事務所(内線四一四一)に電話して、お申し込みください。

この区役所福祉課管理係(内線三五三三)または福祉事務所(内線四一四一)に電話して、お申し込みください。

住民基本台帳制度

区民のみなさんの、この法律に

新法の実施にご協力ください

足立区千住一五〇 八八二一六六八

土地や家を買うときは

登記や業者を調べてから

土地や家を買ったとき、設備が未

ねずみとり週間

十一月十日

あき果にご用心

秋の防火運動

あき果にご用心

あき果にご用心

受ける人	受けるもの	受付窓口
1級度1名 2級度1名 3級度1名 4級度1名	身体障害者 児童養育 児童虐待 児童虐待 児童虐待	福祉事務所 国民年金課 福祉事務所

割引を受ける人	普通券	定期券	受けるもの
身体障害者 児童養育 児童虐待 児童虐待 児童虐待	5割引	5割引	身体障害者 児童養育 児童虐待 児童虐待 児童虐待

受ける人	受けるもの	受付窓口
1級度1名 2級度1名 3級度1名 4級度1名	身体障害者 児童養育 児童虐待 児童虐待 児童虐待	福祉事務所 国民年金課 福祉事務所

この区役所福祉課管理係(内線三五三三)または福祉事務所(内線四一四一)に電話して、お申し込みください。

この区役所福祉課管理係(内線三五三三)または福祉事務所(内線四一四一)に電話して、お申し込みください。

この区役所福祉課管理係(内線三五三三)または福祉事務所(内線四一四一)に電話して、お申し込みください。

この区役所福祉課管理係(内線三五三三)または福祉事務所(内線四一四一)に電話して、お申し込みください。

業者をはじめ、銀行などに直

業者をはじめ、銀行などに直

業者をはじめ、銀行などに直

業者をはじめ、銀行などに直

業者をはじめ、銀行などに直